

河北町避難行動要支援者避難支援制度について

1 避難行動要支援者制度の経緯

東日本大震災で多くの高齢者や障がい者が犠牲となったことを教訓に、災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者（自力で避難が困難な方々等）の名簿作成が市町村に義務付けられ、避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う方や避難先等の情報を記載した計画の作成が位置づけられました。

2 避難行動要支援者の定義

要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人

避難行動要支援者：要配慮者のうち特に避難行動に係る配慮が必要な人

3 避難行動要支援者の要件（施設入所者、長期入院者は除く）

- ◇75歳以上の単身高齢者および75歳以上の高齢者のみの世帯の者
- ◇身体障害者手帳 1級、2級
- ◇療育手帳 A判定
- ◇精神障害者保健福祉手帳 1級
- ◇特別児童扶養手当 1級
- ◇介護保険制度 要介護度3～5
- ◇難病患者のうち町の生活支援を受けている者
- ◇上記以外で避難支援を希望する者

4 名簿の作成

町では、上記3避難行動要支援者の要件に該当する方の「避難行動要支援者全体名簿」を作成します。そのうち、平常時から避難支援等関係者へ名簿を提出することに同意を得られた避難行動要支援者について「避難行動要支援者同意者名簿」を作成します。

5 名簿に掲載する項目

- ◇氏名 ◇性別 ◇生年月日 ◇住所または居所 ◇行政区名 ◇電話番号
- ◇避難支援等を必要とする事由 ◇同意の有無 ◇その他

6 名簿の外部提供

平常時には避難行動要支援者同意者名簿を、避難支援等関係者へ提供します。

災害時には同意の有無に関係なく、避難行動要支援者全体名簿を避難支援等関係者へ提供します。

7 避難支援等関係者

- ◇警察署 ◇消防署 ◇社会福祉協議会
- ◇自主防災組織、町内会 ◇民生委員・児童委員

8 名簿情報の適正な管理

名簿の提供を受けた者は「避難行動要支援者名簿に係る秘密の保護に関する誓約書」を提出し適正に管理します。

避難行動要支援者名簿は河北町個人情報の保護に関する法律施行条例の利用及び提供の制限の例外規定に基づくものであり、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用します。

9 個別避難計画の作成

避難行動要支援者同意者名簿に掲載された避難行動要支援者と自主防災組織（未組織の場合は町内会）や民生委員・児童委員が話し合い、地域支援者や支援方法などについて記載した個別避難計画を作成します。

作成した個別避難計画の写しを避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者、地域支援者が所持します。

10 避難支援等関係者の法的責任について

避難行動要支援者への支援は、地域支援者の任意の協力により行われるものです。地域支援者の不在や被災などにより、支援が困難となる場合もあります。

避難支援等関係者や地域支援者、その家族の安全が前提であり、災害時の避難支援が保証されるものではなく、また、避難支援等関係者や地域支援者が法的責任や義務を負うものではありません。

◎避難行動要支援者避難支援制度に関する町のホームページ、各種様式はこちらをご覧ください

https://www.town.kahoku.yamagata.jp/soshiki/bousaikikikanri/bousai_kikikanrika/3552/4603.html



◎「避難行動要支援者避難支援プラン」はこちらをご覧ください

<https://www.town.kahoku.yamagata.jp/material/files/group/58/zentaikeikaku.pdf>

